2024年 6月1日改定

医療法人社団はなまる会　訪問看護ステーション　はな
訪問看護重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、訪問看護サービスの利用契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１．サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団はなまる会
代表者	理事長　　山田　孝
所在地	東京都世田谷区千歳台5-22-1
連絡先	電話：03-5490-7061／ＦＡＸ：03-5490-7062

２．利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団はなまる会　訪問看護ステーション　はな
介護保険指定事業所番号	１３６１２９０６９３
事業所所在地	東京都世田谷区給田3-31-20　ＯｎＣｏ千歳烏山１階
連絡先	電話：03-5490-7086／FAX：03-3309-8011
相談担当者名	看護師　　阿部　昌子
サービス提供地域	世田谷区：北烏山・南烏山・給田・上祖師谷・祖師谷・粕谷・八幡山 千歳台・船橋・上北沢・成城4～9丁目　経堂3丁目・岡本3丁目 調布市：緑ヶ丘、仙川町・若葉町・入間町・東つつじヶ丘 三鷹市：北野・新川・中原 杉並区：久我山・上高井戸・高井戸西

（２）事業の目的および運営の方針

事業の目的	介護保険法・医療保険等の関係法令および契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがきるように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るための援助を提供します。

運営の方針	①事業者の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように「安心・安全・まごころ」を理念に支援します。 ②事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（３）営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※ただし、祝祭日および年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く
営業時間	9：00 ～ 17：30　（休日・夜間等の時間外電話待機勤務 1 名）

（４）事業所の職員体制

職種	人員数	業務内容
看護師	常勤　3 名	管理、訪問看護
看護師	非常勤　2 名	訪問看護
理学療法士	常勤　1 名	リハビリ
理学療法士	非常勤　2 名	リハビリ

３．提供するサービスの内容について

サービスの区分	内容
訪問看護	１）病状・障害の観察 ２）清潔の保持（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴・足浴） ３）食事、経管栄養、胃瘻への支援、管理、指導 ４）褥瘡の予防・処置 ５）カテーテル等の管理 ６）ターミナルケア ７）認知症患者の看護 ８）リハビリ（拘縮予防、歩行訓練、言語・嚥下訓練など） ９）その他医師の指示による医療処置 10）療養生活や介護方法の指導、精神的ケア

４．提供するサービスの費用について

（１）医療保険をご利用の方

別表１のとおり

＊前期および後期高齢者医療対象の方は、保険証に記載されている負担割合となります。
また、休日訪問等他自費となる場合もあります。その際は説明をさせていただきます。

（２）介護保険をご利用の方

別表２のとおり

＊保険証に記載されている負担割合となります。

＊実際の請求時には、利用料の端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

＊介護保険の利用限度額を超えた分のサービス利用料金は、その全額がご利用者の自己負担となります。

＊介護保険の利用範囲内であっても、保険料の滞納等により、事業者に対して介護保険給付が行われない場合は、利用料金の全額をご利用者にお支払いただきます。その場合、利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書および領収書を発行します。

（３）その他の費用

①交通費	医療保険ご利用の方で指定地域を越える場合。1Km あたり 100 円	
②キャンセル料	ご利用者の都合によりサービス利用をキャンセルされる場合、ご連絡をいただいた時間に応じて下記のキャンセル料をいただきます。 ※病状の急変などやむを得ない場合は、キャンセル料はいただきません。	
	24 時間前までのご連絡	キャンセル料は不要です。
	利用日までにご連絡がなく、訪問した場合	3000 円
③ 自費 休日訪問	自費訪問看護：30 分　4000 円　　1 時間　8000 円 土日祝日は緊急対応のみ。詳細は料金表をご参照ください。	
④ 死後の処置	20000 円	

５．利用料金等のお支払方法について

利用料のお支払いは、口座振替による方法にてお願いしております。

訪問看護サービス契約時に、「預金口座振替依頼書」をお渡しいたします。所定の預金口座振替（口座引落し）手続きが終了いたしますと、毎月 4 日にご指定の金融機関口座から自動引落しとなります。口座引落しの手数料は不要（事業者が負担）です。（医療法人社団はなまる会の訪問診療をご利用の場合は同じ口座からの引き落としとなります）

口座振替の手続きが終了するまでは、現金または銀行振込にてお支払ください。

利用料金等の支払いが確認できた時点で領収書を発行いたします。

６．非常災害時の対応

ご利用者様の居住区域において訪問看護を提供できない何らかの大災害が発生した場合、ご連絡の手段が確保されている場合を除いては急遽訪問看護の提供を取りやめる場合がございます。その場合は連絡手段が確保できた時点でご連絡いたします。

またサービス提供中に災害が発生した際、ご利用者様の安全を確認した上でサービスを終了させていただく場合がございますので、ご了承ください。

７．利用契約の終了方法

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合	サービス終了を希望する日の 7 日前までに文書でお申し出ください。
②当事業所の都合でサービスを終了する場合	人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了する日の 30 日前までに、文書にて通知いたします。
③自動的に契約終了となる場合	以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。 ａ）ご利用者が介護保険施設に入所された場合（短期入所を除く） ｂ）ご利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合 ｃ）ご利用者が亡くなられた場合

８．苦情相談窓口

【事業者の窓口】	訪問看護ステーション　はな　苦情相談窓口 電話番号：03-5490-7086 ＦＡＸ：03-3309-8011 担当者：管理者　　阿部　昌子 ※不在時は、職員が対応いたします。 受付時間：月曜日～金曜日　9：00 ～ 17：00
【世田谷区の窓口】	お住まいの地域によって連絡先が異なります。 ※受付時間は、いずれも「月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：00」 世田谷保健福祉センター 電話番号：03-5432-1111 北沢保健福祉センター 電話番号：03-3323-9909 玉川保健福祉センター 電話番号：03-3702-1730 砧保健福祉センター 電話番号：03-3482-1343 烏山保健福祉センター 電話番号：03-3326-6111
【東京都の窓口】	東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 電話番号：03-6238-0177

９．その他

サービス利用の際、保険証が変わった時には必ず、医療保険証・介護保険証の提示をお願いいたします。